

地震防災初動訓練

焼津市シェイクアウト訓練

市では、9/26(木)に「焼津市シェイクアウト訓練」を実施します。これは、地震発生時、約1分間という短い時間で命を守る行動を確認する訓練です。事前登録を行い、訓練に参加しましょう。

シェイクアウト訓練とは

平日の仕事中でも気軽に参加できる約1分間の地震防災訓練です。市民一人一人が地震の際の安全確保行動「①まず低く」「②頭を守り」「③動かない」を身に付け、いざという時に「自分の命は自分で守る」自助意識の向上を図ることを目的としています。

シェイクアウト訓練のやり方

- ①「DRÖP(まず姿勢を低く)」
「その時にいる場所」で地震が発生したと想定し、まずはその場で姿勢を低くする
②「COVER(頭を守り)」
落下物から頭を守るために、机やテーブルの下に潜り込む。潜り込む場所がない場合、かばいなどで身を守る
③「HÖLD ÖN(動かない)」
姿勢を低くして頭を守った状態で、揺れが収まるまでじっと動かないようにする

参加事前登録の方法

- インターネット
市ホームページの「焼津市シェイクアウト訓練登録ページ」から登録する
メール・ファクス・郵送・窓口
事前登録用紙に必要事項を記入し提出する
※登録用紙は市ホームページからダウンロードできます。
登録期限 9/25(水)
登録・問合先
☎425-0041 石津728-2
地域防災課(消防防災センター内)
☎623-2554 ☎625-0132
tiikibousai@city.yaizu.lg.jp



詳しくはこちら



市民防災リーダー育成講座

災害に備えて地域でご活躍いただく「防災リーダー」を育成するための市民向けの講座です。防災に関する知識や技術を学び、地域や職場の防災力向上に生かしてみませんか。

対象 市内在住または市内在勤の人
日程 7/20(土)・27(土)、8/3(土)(全3回)
時間 9:00～12:00
会場 市消防防災センター4階多目的ホール
講師 池田恵子さん(静岡大学教授)ほか
持ち物 筆記用具、飲み物
参加無料
定員 20人(申込順)
申込方法 7/3(水)～12日(金)に電話または申し込みフォームから申し込む
申込・問合先 地域防災課 ☎623-2554



申し込みフォーム

119番通報を映像で

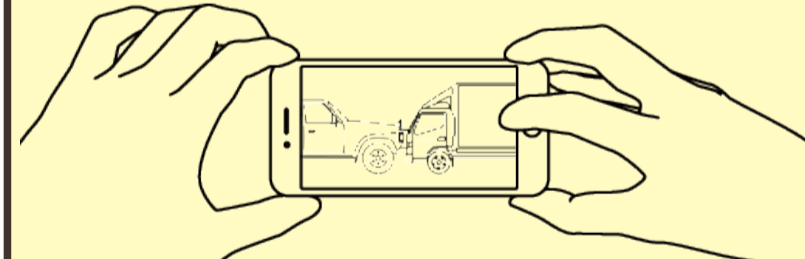
ライブ通報119にご協力を

ライブ通報119とは、通報者のスマホで消防と映像の共有ができる仕組みです。救急現場の状況が的確に伝わるため、消防隊は状況を早期・正確に把握できます。応急手当が必要な場合は、消防が実施動画を送信し、通報者は動画を見ながら正しい処置が行えます。

- 【利用手順】
①スマホから通報時、消防隊が必要と判断した場合に協力を依頼をします。
②スマホに届くショートメールからURLにアクセスします。



詳しくはこちら



問合先 志太消防本部 情報指令課 ☎623-1119

志太広域事務組合 消防職員募集

令和7年4月採用の志太広域事務組合消防職員を募集します。地域の皆さんを安全・確実・迅速に災害から守り行動する新しい力を募集します。

Table with columns: 採用試験, 募集人数, 受験資格. Rows include University graduate, Short-term university graduate, and High school graduate.

受付期間 7/18(木)～8/22(木)(必着)
1次試験日 9/22(祝)・29(日)
2次試験日 10月下旬
※試験案内は組合事務局(総務課窓口)、焼津・藤枝消防署で配布します。
※申し込み方法など、詳しくは志太広域事務組合ホームページを確認するか、問い合わせください。
申込・問合先 志太広域事務組合 総務課 ☎637-9500



ホームページ

作品募集 第34回「小泉八雲顕彰文芸作品」コンクール

焼津に滞在し、焼津を愛した小泉八雲(ラフカディオ・ハーン)を題材とした未発表作品(読書感想文、八雲への手紙、随筆、短歌・俳句・川柳・詩、八雲の研究論文など)を募集します。

- 部門 小学生の部、中学生の部、高校生部、一般の部
応募条件
・1人1編とし、短歌・俳句・川柳は5首(5句)で1編とする
・作品はいずれも400字詰め縦書き原稿用紙5枚以内(研究論文は10枚以内)とする
・パソコン原稿の場合は、A4サイズ20字×20行(縦書き)とする
応募上の注意事項
・応募作品は返却しません
・作品には必ず応募用紙を付け、題名・住所・氏名・年齢(児童・生徒の場合は学校名と学年も記載)・電話番号を記載する

読書感想文は読んだ本の書名・著者(訳者)名・出版社を記載する
※その他の注意事項については、市ホームページを確認するか問い合わせください。

応募方法 10/1(火)までに郵送または窓口へ提出する(当日消印有効)
応募・問合先 ☎425-0071 三ヶ名1550
焼津小泉八雲記念館 ☎620-0022
詳しくはこちら



詳しくはこちら

国民健康保険

納税通知書と保険証を発送

世帯主が国保以外の保険に加入している場合でも、世帯に国保の加入者がいる場合は世帯主宛てに送付します。

- 国民健康保険税の納税通知書を発送します
発送時期 7月中旬
納税通知書が届きましたら、課税内容や税額などを確認してください。第1期の納期限は8/5(月)です。
新しい国民健康保険証を発送します
発送時期 7月下旬
8月から更新される新しい国民健康保険証(藤色)は加入者のいる世帯の世帯主宛てに発送します。保険証が届いたら、内容を確認して、大切に保管してください。
※12月2日に保険証は廃止されますが、今回送付する保険証は有効期限まで使用できます。
※マイナンバーカードの保険証利用登録をされている人についても保険証を発送します。
加入や脱退が必要な人は手続きを
退職などした人は国民健康保険の「加入手続き」、就職などした人は国民健康保険の「脱退手続き」がそれぞれ必要です。
※詳しくは問い合わせてください。
※マイナンバーカードの保険証利用登録をしている人についても加入・脱退の手続きは必要です。
問合先 国保年金課 ☎626-1113



▲8月からは「藤色」

後期高齢者医療制度

被保険者証が変わります

新しい被保険者証を7月中旬に発送します。8月から医療機関で受診する際は、上部が「緑色」の新しい被保険者証を提示してください。

- 8月1日からは上部が「緑色」です
有効期限を過ぎた被保険者証(上部が「藤色」)は、無効となり使用できません。必ず処分してください。
7月中旬に発送します
新しい被保険者証は、黄色の封筒で発送します。届いたら、内容を確認して大切に保管してください。
※8月以降新たに75歳となる人の被保険者証は、誕生日の前月に発送します。
対象者
・75歳以上(昭和24年7月1日～31日生まれを含む)
・65歳以上74歳以下で障害認定による後期高齢者医療被保険者



▲8月からは「緑色」



▲7月中旬に「黄色の封筒」で発送

国民年金保険料

免除・納付猶予申請の受付開始

国民年金保険料を納めることが経済的に困難な場合、保険料が免除・納付猶予される制度があります。

- 保険料免除制度
本人、配偶者、世帯主の前年所得(1月～6月に申請する場合は前々年所得)が一定額以下の場合、保険料が全額免除または一部免除(4分の3免除、半額免除、4分の1免除)されます。
納付猶予制度
50歳未満の人で、本人と配偶者の前年所得が一定額以下の場合、保険料納付が猶予されます。
※学生は別の制度(学生納付特例)が優先されます。詳しくは問い合わせてください。
免除・納付猶予期間 令和6年7月分～令和7年6月分
※過去期間は、受付月の2年1カ月前まで申請できます(納付済みの月を除く)。
申請方法 国保年金課または大井川市民サービスセンター窓口にて申請する
※今年6月までの免除が承認されている人で、7月以降も免除を希望する人は申請してください。ただし、全額免除または納付猶予の継続申請が受理されている人は申請不要です。
持ち物 基礎年金番号またはマイナンバーが分かるもの、離職の場合は「雇用保険受給資格通知」「雇用保険受給資格者証」「雇用保険被保険者離職票」など(写し可)、窓口に来る人の本人確認書類
問合先
・国保年金課年金担当(市役所本庁舎2階) ☎626-1114
・日本年金機構島田年金事務所 ☎0547-36-2211

- 一部負担割合
1割、2割、3割のいずれか
※令和5年中の世帯の被保険者などの所得によって決定します。

認定証の更新

- 「限度額適用認定証」、「限度額適用・標準負担額減額認定証」の自動更新
認定証をすでに交付されている人で引き続き対象となる人は、自動更新となります。新しい認定証は7月中旬に被保険者証とともに発送します。

- 令和7年7月31日まで使用可能です
被保険者証・認定証は今年12月2日以降廃止され、マイナンバーカードと健康保険証の一本化(マイナ保険証)を基本とする仕組みに移行されますが、7月中旬に発送する新しい被保険者証・認定証は12月2日以降も来年7月31日まで使用可能です。捨てないようにご注意ください。

問合先 国保年金課(市役所本庁舎2階) ☎626-2164

所得税・市県民税

定額減税調整給付金

令和6年分の所得税、令和6年度の個人の市県民税について納税義務者と扶養親族(配偶者含む)1人につき、所得税から3万円、市県民税所得割から1万円の定額減税を実施しています。定額減税しきれないと見込まれる人へ差額を給付します。
問合先 課税課 調整給付金コールセンター ☎631-4366
詳しくはこちら



詳しくはこちら

対象者 減税しきれないと見込まれる人
※推計所得税額または市県民税所得割額(定額減税前)のある人が対象です。
給付額 ①と②の合計額を1万円単位で切り上げた額

Table showing calculation of tax adjustment: ① 所得税定額減税可能額 (3万円×減税対象人数※) minus 令和6年分推計所得税額; ② 市県民税所得割定額減税可能額 (1万円×減税対象人数※) minus 令和6年度市県民税所得割額(定額減税前)

※納税義務者本人+扶養親族(配偶者含む)。なお国外居住者を除く。
その他 調整給付の対象となる人には、市からお知らせを7月下旬に送付予定です。